

令和 8 年度 保育所等整備事業者募集要項（改築）

老朽化した施設を更新することで、必要な保育の受け皿を確保するとともに、安全な教育・保育環境を確保するため、認可保育所、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園（以下「保育所等」という。）の改築（※）を希望する整備事業者の募集を行います。

※ 改 築：既存施設の定員数を維持したまま改築整備をすること。

1 保育所等の整備の方針

(1) 認可保育所

札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号。以下「条例」という。）及び札幌市私立保育所設置認可等要綱（平成 13 年保健福祉局長決裁。以下「認可要綱」という。）に定める設備・運営基準を満たす施設について、認可要綱第 3 条の基本方針により整備決定を行うものとする。

(2) 保育所型認定こども園

札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号。以下「条例」という。）及び札幌市私立保育所設置認可等要綱（平成 13 年保健福祉局長決裁。以下「認可要綱」という。）、札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件を定める条例（平成 30 年条例第 2 号）、札幌市私立認定こども園認定要綱（平成 30 年子ども未来局長決裁。以下「認定要綱」という。）に定める設備・運営基準を満たす施設について、認可要綱第 3 条及び認定要綱第 3 条の基本方針により整備決定を行うものとする。

(3) 幼保連携型認定こども園

（以下、幼保連携型認定こども園の整備に関する記載において、「条例」及び「認可要綱」とある場合、それぞれ札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準条例（平成 26 年条例第 50 号。）及び札幌市私立幼保連携型認定こども園設置等認可要綱（平成 27 年子ども未来局長決裁。）と読み替える。）

条例及び認可要綱に定める設備・運営基準を満たす施設について、認可要綱第 3 条の基本方針により整備決定を行うものとする。

2 募集内容・件数

就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、自己所有物件の既存保育所等の園舎の改築を行う事業者を募集する。

(1) 募集件数は、予算の範囲内で決定するものとする。

(2) 以下の 3 から 7 及び 9 に掲げる条件・要件を満たすこと。

(3) 施設整備後の供用開始

ア 令和 9 年 4 月 1 日までに供用開始することを原則とする。

ただし、施設整備の工程上、以下の例で示すようなやむを得ない事情により、令和 8 年度単年度における施設整備が困難であると札幌市が判断するものに限り、令和 9 年 4 月 1 日以降の供用開始についても協議に応じる（法人の都合等による 2 か年度の整備には応じないので留意すること）。

(例)・解体予定の園舎の外壁等にアスベストの含有が確認され、その除去工事に相当な期間を要するため、単年度による施設整備が困難な場合
・園舎の建替えに伴い、仮園舎の建設・設置が必要となり、施設整備の工程上、単年度による施設整備が困難な場合 など

イ アのただし書きのとおり、施設整備の工程上、やむを得ない事情により、2か年度の施設整備を計画する場合には、5に定める整備計画書の提出期限前に、以下の書類を持参して、10に記載する担当部署に相談を行うこと。なお、相談日時については、事前に調整を行うこと。

【整備計画書提出前の相談に係る持参書類】

- ① 施設整備予定地の周辺図、位置図
 - ② 現園舎の平面図、新園舎の平面図、各室面積表
 - ③ 施設整備に係る工事工程表（着工後の毎月の工事出来高割合も記載すること）
 - ④ 2か年度にわたっての施設整備となることの具体的な理由を明示した書面
- ※ 事前協議の審査期間中にも追加資料の提出を求める場合がある。

注意事項（必ずお読みください）

- 1 本募集要項による整備事業に応募する事業者は、自ら、子ども・子育て支援新制度や関係する法令等の把握に努めてください。
- 2 就学前教育・保育施設整備交付金の対象事業とならなかった場合や本市の予算が成立しない場合には事業化されないため、このことにより事業者が損害を被ったとしても本市においては一切その責を負いませんので、補助事業に応募する事業者は、この点について、あらかじめ了承のうえ、整備計画書を提出してください。
- 3 本募集要項及び関連資料については、令和7年10月現在の法令を踏まえて作成しています。
- 4 提出された書類は返却いたしません。また、資料作成等に係る費用については、事業者負担となります。
- 5 建設市況によって、全国的に人材・資材不足の発生が懸念されることから、開園に遅れが生じないよう、資材の供給状況等を踏まえた合理的な設計や確実な調達先の確保に努めてください。
- 6 国庫補助を受けて整備した既存園舎を「財産処分承認期間（“4 補助条件”参照）」経過前に処分する場合は、別途財産処分承認申請の手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。
- 7 事前協議書類を札幌市に提出する前に、整備予定地の周辺（最低限、敷地境界から概ね 30m 以内）に居住する住民や町内会会長などに対して、整備予定の建物の規模・構造、定員、工事工程、保護者による園児送迎の駐車場所の確保状況などを示した資料の配布を行うこと。
 - ・「札幌市が行う保育所等整備の公募に応募する予定」であることを明示すること。
 - ・資料配布を行う範囲をあらかじめ町内会会長に説明して、適宜相談すること。
 - ・配布資料には事業者の連絡先を明記して、要請があった場合は適宜訪問等により丁寧に説明すること。
- 8 札幌市への事前協議書類の提出後においても、近隣住民に対して配慮するとともに、地域との信頼の構築に向け、整備計画に関する丁寧な情報提供・説明を行う必要があることに十分に留意すること。
- 9 本募集要項に定めのない事項については、札幌市の指示に従うものとします。

<参考 こども家庭庁ホームページ：子ども・子育て支援新制度>

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido>

3 申込資格

現に札幌市内で児童福祉法又は認定こども園法の規定による認可を受けた保育所等を設置・運営している法人であること。

4 補助条件

以下の(1)～(4)の全てを満たすこと。

(1) 「ア」、「イ及びエ」、「ウ及びエ」のいずれかに該当し、かつ、「オ」に該当すること。

ア 整備希望時の建築経過年数（登記簿の新築年月日から起算し、令和8年1月1日時点における経過年数をいう。以下同じ。）≧財産処分制限期間（P3の注意事項1参照）であること。

イ 「老朽民間児童福祉施設等の整備について」（令和5年8月22日付けこども家庭庁成育局長通知）に定めるところにより行われた老朽度調査（以下「老朽度調査」という。）により木造にあっては4,500点以下、それ以外の構造にあっては現存率が70%以下であるとの調査結果が出ていること。

ウ 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認を受けて着工した建物（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものに限る。）であって、同法に基づく検査済証の交付を受けたものについて原則として耐震診断を受け、保育所の用に供するいずれかの階に関してis値が0.3未満（倒壊又は崩壊する危険性が高い）との調査結果が出ていること。

エ 既存園舎について、国から財産処分の承認を得られる見込みがあること。

オ 整備後の構造については、耐火構造又は準耐火構造とすること。

(2) 過去の監査指導結果について、以下のいずれかに該当すること。

ア 過去に文書指導事項（重大）又は行政処分（以下「文書指導事項等」という。）がない。

イ 過去に文書指導事項等があるが、札幌市子ども未来局支援制度担当部長が、札幌市保健福祉局監査指導室長から意見を聴取した上で、当該文書指導事項等が著しく改善が図られているものと判断する場合。

(3) 仮施設について、以下のいずれかに該当すること。

ア 整備の実施に当たり、仮設園舎を必要としない。

イ 整備の実施に当たり、仮設園舎を必要とするが、仮設用地等の確保もしくは確保の見込み（仮設用地に関する合意書及び契約書案を事前協議書類として提出可能）がある。

(4) 現状に比べて保育環境が低下しないこと。

注意事項（必ずお読みください）

1 「財産処分制限期間」とは、建物の構造に応じ、以下のとおり定めている期間です。

	建物の構造	処分制限期間
1	木造施設	22 年
2	鉄骨造施設	
	(1) 鉄骨の厚さが3 mm 以下のもの	19 年
	(2) 鉄骨の厚さが3 mmを超え4 mm以下のもの	27 年
	(3) 鉄骨の厚さが4 mmを超えるもの	34 年
3	ブロック造施設	38 年
4	鉄筋コンクリート造施設	47 年

2 老朽度調査表は1級建築士の資格を有する者が作成してください。

5 申込書類

指定する期日までに「保育所等整備計画書(改築)」(以下「整備計画書」という。)及び「保育所等整備に係る事前協議書」(以下「事前協議書」という。)を提出すること。提出方法については、郵送又は持参によること。

なお、提出期限後は理由を問わず受理しないため、余裕をもって提出すること。

【期限厳守(必着)】

(1) 整備計画書

提出期限：令和7年11月20日(木) 17時00分必着

(2) 事前協議書及び必要添付書類一式

提出期限：令和7年11月27日(木) 17時00分必着

※ 事前協議書及び必要添付書類一式が整っていないものは受理しない。また、上記(1)の整備計画書を期限内に提出した場合に限り、提出することができる。

6 整備計画の審査及び決定

下記のとおり審査を行った上で、札幌市子ども・子育て会議認可・確認部会において審議し、提出された整備計画を決定する。

事業者による整備計画については、上記5により提出があった事前協議書及びそれに関する添付書類を基に、条例、認可要綱及び認定要綱に定める基準、「保育所整備の共通審査基準」、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の共通審査基準」、「幼保連携型認定こども園の共通審査基準」の審査項目との適合性について、適と判断された整備計画を採択する。

ただし、計画予算を超える応募があった場合など選定が必要な場合は、下記のとおり選定する。

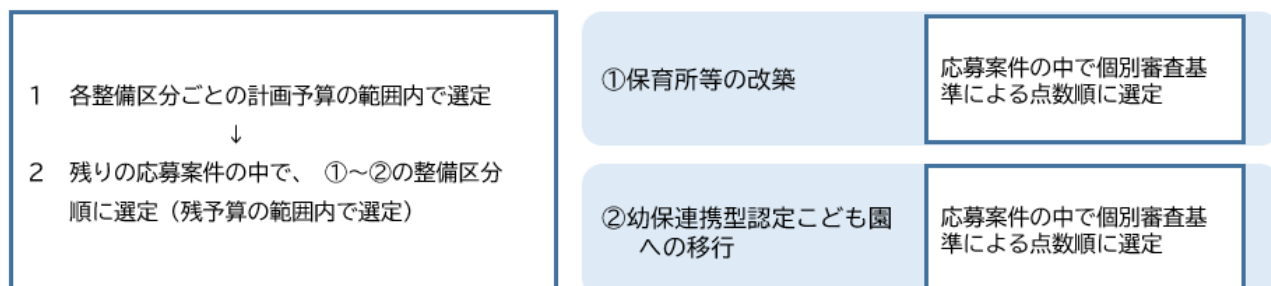
- (1) 各整備区分内において、整備区分ごとの計画予算の範囲で個別審査基準による点数が高い順番に選定する。
- (2) (1)で選定されなかった応募について、【整備区分による選定の順】により選定する。同一整備区分内では、個別審査基準による点数が高い順番に、(1)での予算残額(整備区分に関わらず残予算総額)の範囲で選定し、予算に達したところで当該整備区分での選定を確定させる※。

【整備区分による選定の順】

- ① 保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園の改築
- ② 既存幼稚園などからの幼保連携型認定こども園への移行

※ 残予算総額及び応募案件に係る補助額の状況により、①の応募案件が採択できない場合は、②の応募案件のみ採択となる場合がある。

<計画予算を超える応募があった場合のフロー図>



(1) 園の運営内容

受入区分、開所日、開所時間、延長保育（時間外保育）及び一時預かり事業（在園児及び非在園児）の実施については、原則、現状の運営内容から変更しないこと。

ただし、延長保育（時間外保育）及び一時預かり事業（非在園児）を実施していない場合には、以下のとおり実施すること。

ア 延長保育（時間外保育）

19 時 00 分又は 20 時 00 分閉所の延長保育を実施すること。

イ 一時預かり事業（非在園児）

一時預かり事業を実施することとし、一時預かり事業を行えるスペースを確保すること。（スペースが確保されていれば必ずしも一時保育室を設ける必要はない。）

(2) 構造及び設備

建築基準法及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の定めるところに従うほか、条例及び認可要綱の基準に適合する施設とする。

（詳細については、資料集「札幌市認可保育所の施設の整備について（令和 7 年度版）」、「札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準条例」、「札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を定める条例」、「札幌市幼保連携型認定こども園の施設の整備について（令和 7 年度版）」、「保育所型認定こども園の施設の整備について（令和 7 年度版）」を参照）

(3) 環境に配慮した施設整備

「環境配慮型認可保育所（エコ保育園）」整備に関するガイドライン（平成 21 年 10 月 20 日子ども未来局長決裁）に基づき、環境に配慮した設備や技術を取り入れること。

（詳細については、「環境配慮型認可保育所（エコ保育園）」整備に関するガイドライン」を参照）

(4) シックハウス対策

工事のしゅん工後に揮発性有機化合物 6 種類（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレン）の室内濃度測定を実施した上で、厚生労働省が定めた指針値以下であることを確認できる書面を提出することを補助金交付条件の一つとする。

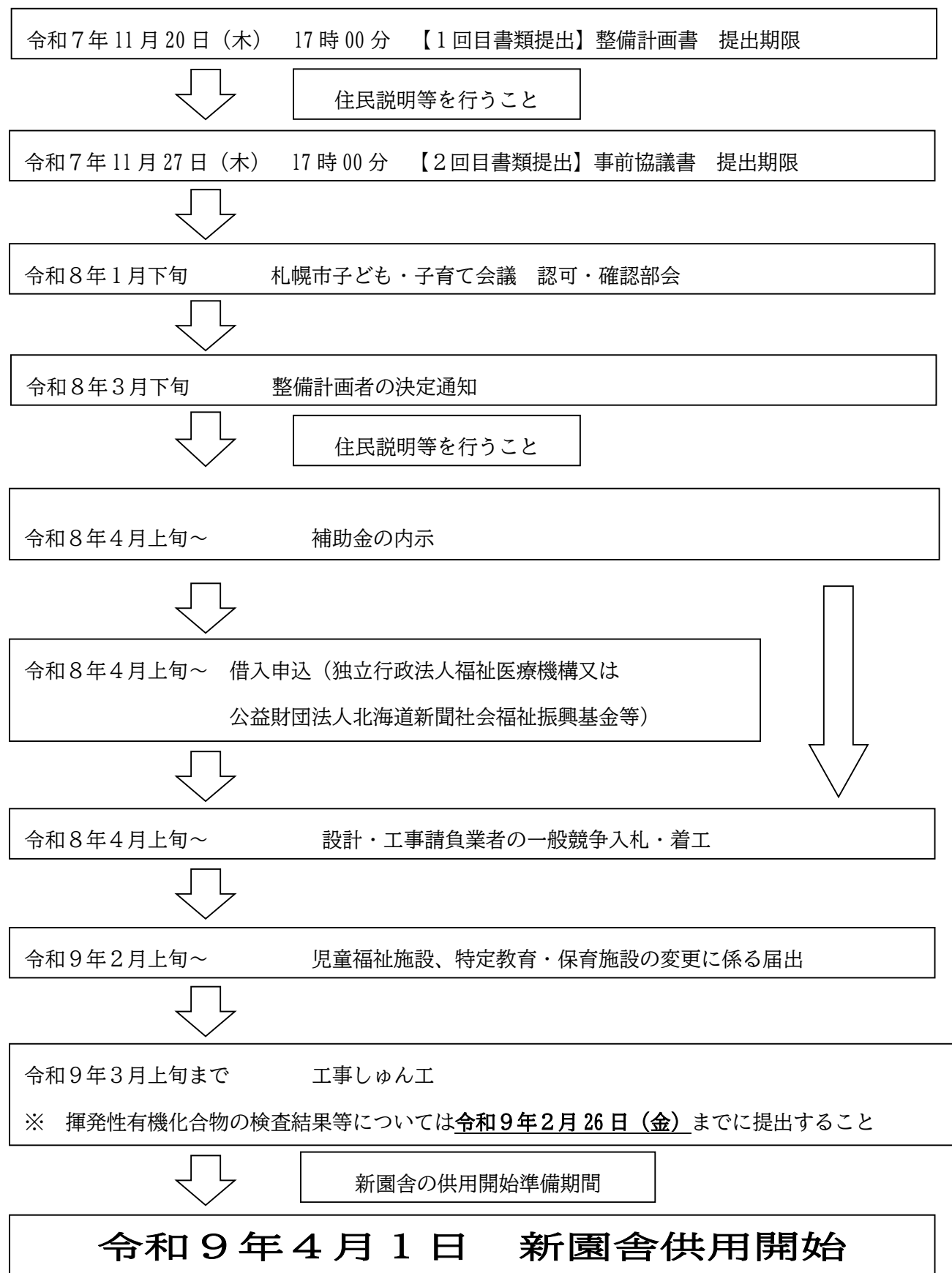
また、室内濃度測定は全室について行うことを原則としているが、一部を省略する場合は事前に札幌市の許可を得ることとする。ただし、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の濃度測定は省略することができない。

※ 揮発性有機化合物 6 物質のうち、トルエンは指針値を超えやすいことから、溶剤や接着剤についてはトルエンを含有していないものの使用に特に努めること。

（詳細については、「札幌市認可保育所等整備に係るシックハウス対策要綱」を参照）

8 保育所等の改築整備のスケジュール（予定であり、変更の可能性あり）

令和9年3月上旬までに整備を完了させ、令和9年4月までに新園舎の供用を開始すること。



※ 補助金の内示時期は、国のスケジュールによって変更となる場合があります。

9 財政的な支援等について

	保育所等改築整備事業
補助金	以下の補助については、国庫補助事業（就学前教育・保育施設整備交付金）の採択や札幌市の保育所等整備予算の成立を前提として、交付を行うものであり、国庫補助事業の採択や札幌市の保育所等整備予算の成立がない場合は、事業化されないので留意すること。 （なお、令和6年度就学前教育・保育施設整備交付金においては、市町村からの申請額が国の予算額を超えたことにより、他市町村では整備事業が不採択や満額交付とならない案件が生じていたことを申し添える。） 【補助条件】 ① 実施設計・工事監理業者及び工事請負業者の選定は札幌市の入札規程に準じて行い、一般競争入札により行うこと。 ② 地域型保育事業の連携施設（保育内容の支援、代替保育、卒園後の受け皿）となることに努めること※。また、計画（基本設計）の段階から地域型保育事業の連携施設（卒園後の受け皿）の機能を担えるよう特段の配慮を行うこと。 ※ 「連携施設となることに努めること。」とは、地域型保育事業所の事業者から連携施設の相談・依頼があった際は、既に他の地域型保育事業所の連携施設となっていたり、設備や従事者数等の理由で保育所が適正に運営できなくなるなど特段の事業がない限りは連携施設となることを承諾するものであること。 【補助対象経費】 保育を実施する部分の整備に必要な工事請負費（設備整備費を含む。）、工事事務費（設計監督料を含む。）及び実施設計費 【補助額】 定員 60 人の保育所を改築（仮設園舎なし）した場合で、最大約 182,416 千円。 ※ 上記補助額は「令和7年度就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」に基づく試算額。 ※ 実際の事業費によって補助額に変動あり（対象経費の3/4が上限）。 ※ 幼稚園部分に対する補助は行わない。
委託費の弾力運用（保育所）	【弾力運用による借入金返済】 一定の要件を満たす場合に、以下の金額の範囲内で弾力運用による借入金の返済が可能。 ・当該会計年度内に償還に充当することができるのは、処遇改善等加算の基礎分に相当する額が上限 ・運営に支障の無い範囲で要件を満たした場合、委託費の3か月分に相当する額の範囲内（処遇改善等加算の基礎分を含む） ※ 民間金融機関から借入を行う場合は、元金のほかに利子の返済も考慮すること。 （⇒詳細については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」を参照）

10 書類の提出先及びお問い合わせ先

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局子育て支援部保育推進課施設整備担当係

電話 011-211-2346 FAX 011-231-6221

11 添付資料

- (1) 保育所整備の共通審査基準
- (2) 幼保連携型認定こども園の共通審査基準
- (3) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の共通審査基準
- (4) 保育所等整備の個別審査基準（増改築等）